

岡山海区漁業調整委員会委員選挙の概要

1 海区漁業調整委員会について

海区漁業調整委員会は、海区（本県の場合は、岡山海区）の区域内において、漁業に関する事項を処理するものとされ（漁業法第83条）、具体的には知事が漁業に関する行政をすすめることについて、諮問機関として意見を述べ、漁業関係者の争いに対して裁定を下し、関係者に対して必要な指示をする権限を持つ県の執行機関である。（地方自治法第180条の5第2項、第202条の2第5項）

2 岡山海区漁業調整委員会の構成（15人）

- (1) 選挙による委員 9人
- (2) 選任による委員（知事が選任） 6人

3 関係市区（9市区）

岡山市中区、岡山市東区、岡山市南区、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市

4 岡山海区漁業調整委員会委員の任期

任期は、4年（漁業法第98条第1項）
任期満了日は、平成24年8月9日

5 一般選挙の選挙期日について

委員の任期満了に伴う一般選挙は、任期満了日前30日以内に行う。
（漁業法第94条において準用する公職選挙法第33条）

6 本件選挙の所管

海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する（漁業法第88条）とされている。

7 選挙権及び被選挙権の主な要件等

- ・ 漁業者又は漁業従事者であること。
- ・ 海区に沿う市町村（岡山市にあっては区）に住所又は事業場を有すること。
- ・ 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事すること。
- ・ 年齢満20歳未満でないこと。
- ・ 成年被後見人等でないこと。

8 選挙人名簿登録者数（平成23年12月5日確定）

2, 833人（関係9市区の合計。うち、法人1）